

## 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題（解答）

試験実施日：令和 年 月 日

受験者名：（事業者名）

（氏 名）

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならないが、その運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを1つ正確に記入して下さい。（運輸規則第28条の2）

（運行の開始及び終了の地点及び日時、乗務員の氏名、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、旅客が乗車する区間、運行に際して注意を要する箇所の位置、運送契約の相手方の氏名又は名称 他）

2. 一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項として、法令で規定されている事項を1つ正確に記入して下さい。（施行規則第12条）

（事業の種別、運賃及び料金の収受又は払い戻しに関する事項、運送の引き受けに関する事項、運送責任の始期及び終期、免責に関する事項、損害賠償に関する事項、その他運送約款の内容として必要な事項）

問2 次の文章のうち正しいものには○、間違っているものには×をつけて下さい。

- （ × ）1. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。（運輸規則第18条）

- （ ○ ）2. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（施行規則第25条）

- （ ○ ）3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（運輸規則第16条）

- (  ) 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。  
**(運輸規則第7条の2)**
- (  ) 5. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。**(道路運送法第35条)**
- (  ) 6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。**(道路運送法第30条)**
- (  ) 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。**(運輸規則第10条)**
- (  ) 8. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。  
**(道路運送法第9条の2)**
- (  ) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。  
**(道路運送法第4条)**
- (  ) 10. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。**(道路運送法第20条)**
- (  ) 11. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要となる運行管理者の選任数は2人である。  
**(運輸規則第47条の9)**
- (  ) 12. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。**(道路運送法第2条)**
- (  ) 13. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。**(運輸規則第2条)**
- (  ) 14. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。  
**(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)**

- ( ○ ) 15. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。 (道路運送法第22条の2)
- ( ✗ ) 16. 事業者は、いかなる事由があろうとも、運送の引き受け又は継続を拒絶・制限してはならない。 (道路運送法第13条)
- ( ○ ) 17. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われています。 (道路運送法第1条)
- ( ✗ ) 18. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。 (道路運送法第3条)
- ( ✗ ) 19. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。 (道路運送法第7条)
- ( ✗ ) 20. 貸切バスの営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。 (道路運送法第15条)

問3 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

1. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が（セ）で定めるところにより、主として運行する路線又は（ナ）の状態及びこれに対処することができる（ソ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において（カ）保存しなければならない。 (運輸規則第38条)
2. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申し出を受け付けた場合には、法令で定められた必要事項である「苦情の内容」、「原因究明の結果」、「（ウ）」、「（イ）」、「苦情処理を担当した者」を営業所毎に記録し、かつ一年間保存しなければならない。 (運輸規則第3条)

ア. 苦情処理を行った営業所名	イ. 改善措置	ウ. 苦情に対する弁明の内容			
エ. 管轄運輸支局への連絡状況	オ. 一年間	カ. 三年間	キ. 五年間		
ク. 十年間	ケ. 法	コ. 申請	サ. 自動車	シ. 教育	ス. 通達
セ. 告示	ソ. 運転技術	タ. 省令	チ. 報告	ツ. 記録	テ. 届出
ト. 運転者	ナ. 営業区域	ニ. 経路	ヌ. 公表		

3. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（イ）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（キ）しなければならない。（運輸規則第47条の7）

ア. 15日	イ. 100日	ウ. 60日	エ. 30日	オ. 1年
カ. 法	キ. 公表	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 命令
サ. 省令	シ. 報告	ス. 指導	セ. 届出	ゾ. 回答